

## 議案第11号

### 工事請負契約の変更契約の締結について

工事請負について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

1. 工 事 名 公共下水道中原3号汚水幹線築造工事(7工区)
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 変更前 ¥58,557,600-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥4,337,600-)  
  
変更後 ¥55,360,800-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥4,100,800-)  
  
変更による減額 ¥3,196,800-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥236,800-)
4. 契約の相手方 住 所 佐賀県鳥栖市立石町2066番地の2  
氏 名 株式会社 栗山建設  
代表取締役 栗山 清規

平成31年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

#### 提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 変更理由書

「公共下水道中原3号汚水幹線築造工事（7工区）」は9月定例会において契約に関する議案を可決していただき、その後工事に着手し事業を進めております。

しかしながら、国道34号の東中原交差点横断歩道部から民地への取付管及び公共柵の推進工事については近接地の土質調査結果に基づき施工したところ水路下部において礫が多く混入する地層に当たり、計画した推進工法では工事が出来ないため今後の施工について検討する必要があります。

当該取付管推進工事及び公共柵設置につきましては、下水道本管工事には直接影響はなく現場の土質状況を検証し推進工事を検討するか、または新たな取付管及び公共柵の埋設場所等を再検討する十分な時間が必要であるために本件工事からは減工とし、次年度以降において確実に安全な取付管及び公共柵設置工事を再度計画します。

よって、工事内容等について変更が生じますので、「佐賀県建築工事請負契約約款」第18条第1項第4号の規定により変更契約をお願いするものであります。

# 建設工事変更仮請負契約書



1. 工 事 名 公共下水道中原3号汚水幹線築造工事（7工区）
2. 工 事 場 所 三養基郡みやき町大字 簗原 地内
3. 変 更 後 工 期 着手 平成 30 年 9 月 18 日  
完了 平成 31 年 3 月 22 日
- 変更前工期 着手 平成 30 年 9 月 18 日  
完了 平成 31 年 3 月 22 日
4. 変更請負代金差額 ¥ 3,196,800.-（減額）  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 236,800.-)
5. 請負代金の支払地 みやき町役場 出納室
6. 変更契約保証金 ¥ 0,-
7. 請負代金額のうち解体工事に要する費用等 別紙のとおり
8. 経 過 措 置 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

平成 30 年 9 月 18 日に締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。  
この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 2 月 21 日

発注者 住 所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏 名 みやき町長末安伸之



請負者 住 所 佐賀県鳥栖市立石町2066番地の2

氏 名 栗山建設 代表取締役 栗山清規



※この様式に記載された個人情報等は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

中原中学校  
グラウンド

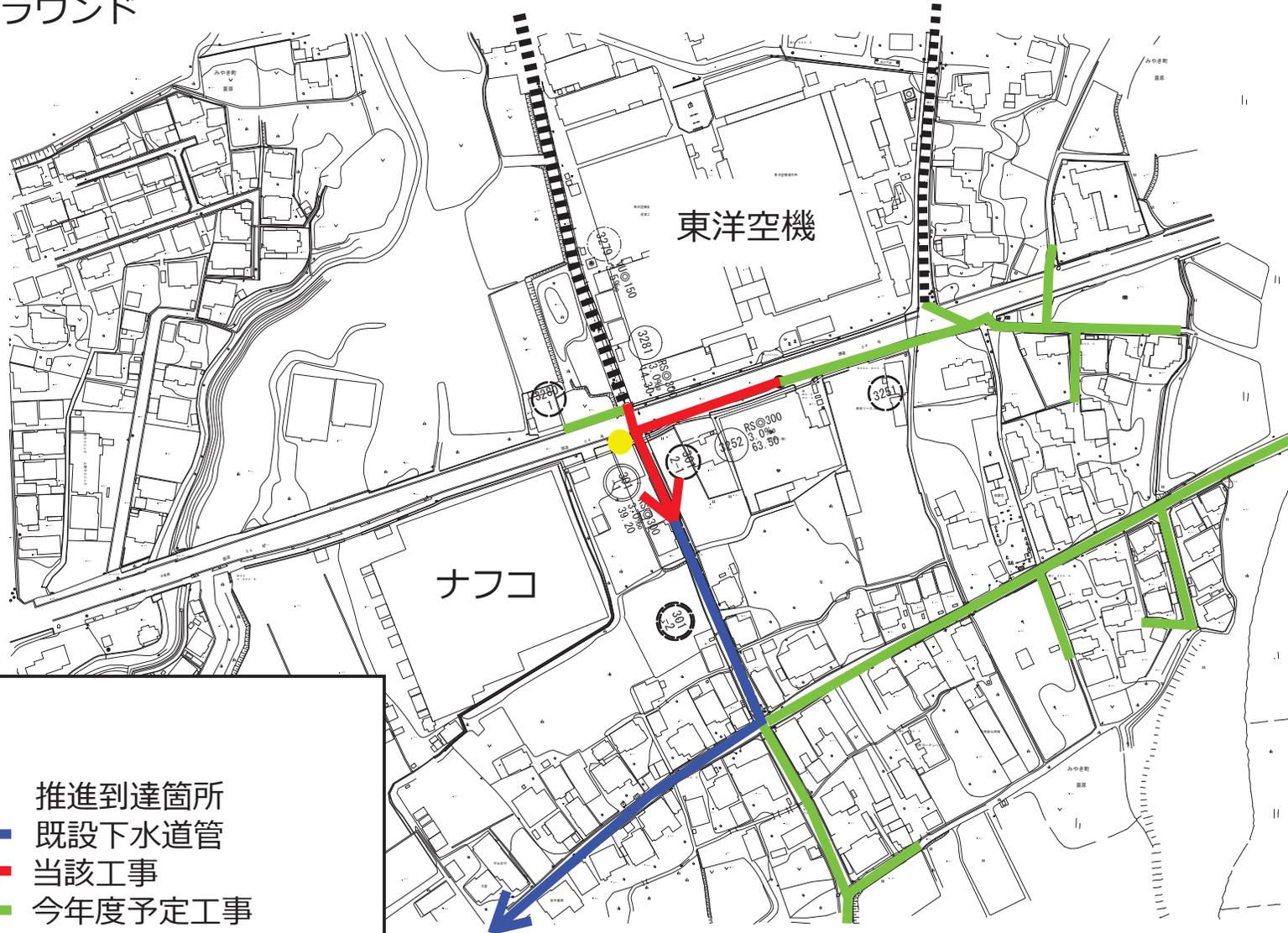
系統図 S=1:2,000

国道34号線

→  
至鳥栖



←  
至上峰



凡例

-  推進到達箇所
-  既設下水道管
-  当該工事
-  今年度予定工事
-  次年度以降予定工事

工事名称	公共下水道 中原3号污水幹線整備工事(7工区)
図面名称	系統図
縮尺	図示
図面番号	16 葉之内 2
設計年月日	
番号	
課長	係長 係長 係長
みやき町役場 下水道課	